

議事概要

(仮称)自治基本条例検討委員会 第3回会議 議事概要

とき 5月9日(月)午後6時15分～8時30分
ところ 市役所第二庁舎3階会議室

開会

第3回会議については、委員のうち1名が欠席し、7名の委員の出席により行う。

前回の議事について

議事概要の確認について

第2回会議の議事概要の内容確認を行う。

前回は議事概要には委員名は出さないということになったが、各委員に確認のため配るものについては、次回から委員名のあるものを配ることにする。

各委員から議事概要の誤字等の指摘を受け、それらの修正を行った後議事概要の確定を行った。

前回の討議事項について

(事務局)

資料 のほうで、前回会議で議論したものを簡単に整理している。

できれば、これからも、こういう形で前回の会議の内容を確認してもらいたい。

(会長)

第2回会議の意見集約をして頂いている。今後もこういうものを作っていこうという提案ですが、議事録をふまえてつくって頂いているので、間違ったことは書いていないわけですし、検討するときに便利ではある。

(委員)

前の議論に戻ることもあるという前提でならよい。

(会長)

一回一回テーマはあるが、前の議論との検討を遮断するということはできないから、前の議論に戻ることもある。それは当然やむをえない。では、これでいいか。

(一同同意)

(会長)

ではこれを参考にして意見を出していただきたいと思う。

自治の主体について

個人における主体の要件

事務局より「追加資料 電子会議室での意見交換の概要」「資料 条例でうたわれる「主体」の比較」の二つの資料について説明した。

(会長)

資料 について、何か質問は。

(委員)

一回読んだが、だいたい同じようなことを書いている。目的、定義、意義というようなものはっきりしていないので、まずそれを考え、そこから「主体」というものを考えるべきでは。

(会長)

市民というものが主体となるのだろうが、自治基本条例が制定される場合、住民以外を対象にするのかどうか。何も書かないと普通は、住民ということになる。

定義というものを置く必要があるのではないかというのが委員のご発言だが、最近では、定義規定を置くというのが傾向ですが。

(委員)

定義はいると考える。

市民というと「市民権などというときの市民」と「市の住民」の2つの意味がある。

在勤在学はうまく定義されていると思うが、住所を有する市民と同列にしていいいのか、責務を考えると別のほうがいいのでは。法令的に言うと、第1項で住所を有する市民として、第2項で在勤在学とするなどはどうか。

(会長)

いま、委員が言われたのは、住民は市民ということで、当然自治法に基づく権利がある。しかし、通勤在学している人を市民とは普通言わないのではないか。

(委員)

「市民」は法律用語ではない。法律上は「住民」しかない。

(委員)

ここで定義するということは無理ではないかと思う。

たとえば政治参加(リコールとか)は参加について基礎的な制限があると思うが、行政参加つまり市長が意見を聞くというときは、そういう制限があるとは思えない。学校を作るときは、そこに通う人間にも意見を聞くべきと思う。自治基本条例の下にある条例、例えば、教育に関する条例などは、やはり、政治参加できる市民だけにこだわることができないのではないかと思う。市民をどこまで入れるかというのをここで決めてしまうと、齟齬がでるのではないか。

住民だけを主体にするのでは小さすぎるし、幅広く市民を定義してしまうと、まちづくりのすべての権利を通勤通学者にまで与えてしまう。二段構えでどうか。

(委員)

さきほど、1項、2項といったのは、そういう意味だった。

(会長)

先ほど委員の発言で、市民という言葉は、住民とイコールに使う場合と、もっと広い意味で使う場合があると言われた。

(委員)

基礎的市民ということばがなじむか分からないが、これは選挙権を持つ市民であり、どの場面でも参加できる。利害が絡むとなれば、参加できるという市民もある。この市民も、自治基本条例で「参加」をうたっておくべきだ。

(会長)

基礎的市民に関しては、利害がなくとも行政運営に意見が言える。それ以外の人に関しては利害があればいえる、そういう意味ですか。

(委員)

具体的なことは、個々の条例でいえばよく、考え方を基本条例に書くべきである。

(会長)

行政に意見を述べる、かかわりをもつ、というのは、どうも2種類に分かれるというのは共通認識でないか。

市民という意味について、市が市民というときは、たいてい住民を市民と置き換えているのが殆どではないか。

(事務局)

そうですね。市民を住民に限定するか否かの差は、それぞれの条例の持っている目的によるのでは。参加という位置付けの場合は、広く扱っているし、まちづくりの基本条例といった位置付けの際は、「住民」となっている。

(会長)

従来、市民＝住民となっていたが、それは地方自治法に書かれているわけで。自治基本条例というものをつくって、広く意見をいって、そういうものを考慮して行政をやっ
ていこうとなると、住民でない人にも意見が言えるという規定があればいいのでは。

なんでもかんでも参画できるとなると困るわけで、そういった場合どういう風にいえばいいのか。「利害関係がある人は言える」という形でいいのか。

(委員)

言葉の聞こえ方の問題だが、「利害関係」というのはいかがか。利害はないが、すごく関心があるときは意見が言えないのか。NPO法がつくられる際、市民とはなにかという定義をかなり検討した。自立と連帯ができる人、主体的にかかわることができる人を市民とした。そう考えると、豊中に住み働き学ぶあらゆる人が対象になっていい。住民投票といった際は、規制すればいいが。この条例では、広くうたっていればいいのでは。

(会長)

そこにも「働き学ぶ」という枠がかかる。通勤などで本当に通り過ぎるだけの人はどうか。東京にいる人なんかのことも含めていいのか？

(委員)

排除の論理で行くのか、参加を活性化させるという方向でいくのかで変わる。昔住んでいて、今は全くかかわっていないというときもあるが、本当は関心がある人もいる。市民参加というなら排除はよくないと思う。

(会長)

そういうのも含めて「利害関係」といったのでは？

(委員)

そうです。

(会長)

「利害関係」ということは少し好ましくないといふ一般には受けとられる。「かわりが説明できる」ということですね。住んでいない人が、まちづくりについて何か言っても実感が湧かないという人もいるかもしれませんが。

通勤通学のほか何かありますか。固定資産を持っている人、豊中を通過する人とか。外国籍の方は。

(委員)

登録していれば「住民」には入りますよね。納税しているわけですからね。豊中は外国人の地方参政権については議決されていますね。

外国人登録は住民票とは違うので、転居しても動かさないことがある。だから、自治体自体に何人いるかは定かでないですが。

(会長)

豊中には、外国人が5000人弱いますかね。

(事務局)

「外国人市民会議」も外国人登録していることが参加の要件です。

(会長)

豊中市に住み日本国籍も持っている住民と、そういった外国人を同等にするかが問題。参政権以外はどうかということですね。参政権は豊中市でどうこうできないから。

(委員)

外国人は子どもと同じく選挙権がないので、私の言葉でいう「基礎的市民」には入らないと思う。幅広い定義の中には入れてはおくが、利害関係者としての扱いではないか。

(委員)

外国の人というとき、留学生をイメージするのか、生まれてから40年豊中に住んでいる人をイメージするのかで違うのでは。

(委員)

参政権という政治参加と行政参加は分けるべきと思う。

(会長)

外国籍にも2種類あるということ。

問題は、外国人登録法の適用で、豊中に住所がある外国人のこと。法律上、リコールの署名は、そういった外国人の署名は無効。市長のリコール以外は住民投票の規定が地方自治法にない。だから、ほかの場面では、地方自治体が条例で規定して、外国人の参画を認めたりしている。

(委員)

諮問型だから認められている。拘束型だと、総務省からものすごい抵抗がある。

(委員)

この条例をどこまで決めるのかということに波及するが、住民投票のことは大事な問題。コレを考えると、誰でもいいよというのはおかしい。まちづくりに参加するということと、住民投票というのは次元が違う。事案によって参加できる市民と、基礎的な市民はわけるべき。

(会長)

基礎的な市民という表現が使われたわけですが。

(委員)

要は、住民票を持っている市民ということですね。

(委員)

政治参加はそういうことです。

(委員)

今までの話の中で、市民については3段階のグループがあるようです。まず有権者。次に、自治法上の住民(外国人登録含む)。そして、通勤通学などの利害関係者。

国の法律は、有権者と住民しかいない。そこに利害関係者を入れているという話ではないでしょうか。

(委員)

1層目と2層目を区別する必要はないのでは?これは、住民でくくってもいいと思う。

(委員)

豊中市は人権擁護都市宣言をしておきながら、外国人排除はいけない。多文化共生を推進しているまちで、こういったことを区別しておく必要はないのでは。

(会長)

法律があるから、1層(有権者)と2層が区別される。

(委員)

教育だって、福祉だって、外国人と日本人が違うわけがない。

(会長)

豊中市は外国籍の人も職員として採用していますが、どこまで昇格できるのか。

(事務局)

まだそれが問題になる年数の職員がない。

(委員)

全く一律というわけには行かない。市長・議会を超えて、政策を決めたりはできない。基本条例として何を定めるか。物が言えるというだけならいいが、そういうだけでいいのか。

(委員)

境目を決めるとして、住んでいるかどうかは大きい。

(委員)

論点は、外国人市民を「基礎的市民」に入れるかどうかですね。私は入れていいと思う。子どもは入れられないが。

(会長)

ということは、たとえば諮問的な住民投票制度を考える際は選挙権があるということになります。個人的には、税金を払っているわけですし、それでいいと思っています。自治体として平等に扱うべきだと。

では、未成年者に意見を述べる機会を与えるというのはいりうと思うが、いかがか。

(委員)

サービスの受け手というと、聞くべき。

(会長)

何歳から意見を述べる機会を設けるかというはなしになる。

(委員)

子ども権利条例みたいなものをつくる動きがある。東大阪市とか。子どもの参画についても1項入れたらと思う。

(委員)

それをあえて入れなくてもいいと思うが。

(委員)

ニセコのように「年齢に応じた権利」くらいでいいということですか。

(会長)

まあこれもあいまいだが。

個人における主体ということで、問題になるのは、3層ということと、清瀬市のような男女を意識したやり方。人によってはそういうことがあること自体おかしいということもいわれるが、現状は、女性の参画が少ないということもあるのだから、それを意識して規定を置くべきという考え方もある。

(委員)

男女の区分けはらないと思う。

(委員)

協働と参加のしくみをどうするかということでもいい。男女をあえて区別する必要はない。

(委員)

清瀬市の条例は、審議会の公募委員は男女半々にするという規定があり、そこが大きな意味を持っている。

(委員)

書くならそこまで書かないといけなくなる。でもそこだけが区別の基準ではないはず。

(会長)

男女共同参画推進条例があるわけだから、男女の平等はうたわないほうが良いということですね。

3層を意識して、市民を規定できそうですね。できるだけ参画をできるようなスタンス、条例を作ろうということになりますね。

(事務局)

市民の定義の仕方というのを今いったような形にしていっていいということですね。

(委員)

書き方としては、ひとつは、市民を大きくりに定義するという方向。もうひとつは、住民というカテゴリーのほかに通勤通学者といったものを分けて書くやり方。結論は出ていない。

(事務局)

どちらをとるかということだが、自治体の置かれている状況で変わる。都市部なら、住民は殆どいない場合がある。通学している人なども人的資産として扱う。

埼玉県宮代町は町であるにもかかわらず、大きくとって「市民」と謳っている。

団体における主体の適格

事務局より「資料 団体における活動領域の範囲(イメージ)」について説明。

(会長)

団体における主体について。事業者などを、どう位置付ければよいか。

活動の場が豊中になく団体は、利害関係がない団体なので参加がなくても当然と思うが、他についてはどう思うか。

住民という意味では、法人というのは住民。会社で権利義務の主体になるような人格を有しているものは住民。しかし自治会などの法人格を有していないものはどうなるのか。法人格の有無にかかわらず、それぞれの分野で活動して、何らかのかかわりがあるという形では、参加できるということだと思う。

(委員)

自治会の会長が自治会という団体を代表していると考えられないときもある。

市民が直接参加するというのがこの条例の趣旨と思うので、団体の代表が参加というのは、問題があると思う。

(会長)

自治会の催しで、市長が挨拶に行ったりとか、自治会に何か説明したりすることがあるのか。

(事務局)

ある。

(会長)

団体というものが何らかの参画をする資格があるかというはなしになればあるということですね。個人の場合のように、規定をする必要があるかということだと思う。

(委員)

個人が市政に参加するというのが基本的なこと。町会長が何かを代表するというのは危険と思う。

(事務局)

組織体と市が協働で市政を進めていくこともある。

(委員)

運用の問題ではないか。団体の長の意見を重要視するのは問題。

(会長)

団体だからダメだということを言う必要はないが、団体に何かいう権利があると書くのも問題だと思う。例えば、マンションを立てるときにものを申すということを書いていると困るかもしれませんね。

(委員)

事務局に聞きたいことがある。

豊中市の協力団体、例えば、ライオンズクラブとか、ロータリークラブとか、商工会議所とか、納税管理組合とかは、どういうカテゴリになるのか。

(事務局)

市内に事務所を有する団体となる。

(委員)

あえて事業者のこを入りたいということですか。

(会長)

事業者の事に触れている他市事例があるので、議論しておかないといけないということ。団体というものを個人と同じように、条文で書く必要があるのかということ。私は無いと思う。

(委員)

例えば障害者や外国人で発言しにくい人が、帰属するグループから声をあげることがある。社会的弱者(こういう言葉は使いたくないのだが)の声を消しかねないので、緩やかに規定はしておいてもいいと思う。

(会長)

まるきり触れないわけには行かないということですね。

(委員)

団体名でコメントを出せるかということや許容するかということだと思う。認めていいと思うが。問題は、市民としての発言と自治会長として発言が重なるということ。

(委員)

団体を構成する人間を拘束しないということも重要。

(会長)

基本的には個人が参画するということだと思うが。

(委員)

行政の運用によると思うが。

(会長)

次回、要約を確認しましょう。

記述の方法について

(会長)

今、個人とか団体という議論で、認められるものは認めていく方向となった。

具体的にそれをどう条例に記述するか。我々は、項目だけ言うのではないということだったが、どういう風に記述したほうがいいのかということについてもご意見を聞きたい。

(事務局)

先ほど委員のほうから、2種類の書き方があるとお話があったが、どちらの記述が適切かご意見をいただきたい。

委員による板書

市民 = 有権者、住民、通勤通学者等 とし、各手続きごとにその目的などから参加の制限を加えていく場合

市民 = 有権者、住民 とし、また別の1条で通勤通学者等にも参加の機会を広げていくことを規定する場合

(委員)

私は に賛成です。

(委員)

私は、市民を広く規定した の記述のほうがいいです。

(委員)

だと、結局個別の条例で排除していかないとイケなくなる。

(会長)

は特異な使い方で、市民というと、 と思う。

(委員)

「豊中市民」というと ですね。

次回の議題について

(会長)

今日はこれまで。

今回は、「参加の対象」について。これについてはまた資料があるわけですね。

(事務局)

参加の対象、時期、方法について議論いただきたい。作成しだい事務局より資料をお送りいたします。

(委員)

「追加資料 電子会議室での意見交換の概要」について。この発言は、全て違う人の発言ですか。

(事務局)

そうです。

(委員)

それならば、各参加者ごとにAさんとかにしてほしい。

(会長)

電子会議室で特に聞いてほしいことは？

(委員)

今回、「記述の方法について」で検討した「市民の定義とは」を聞いてみては。

(委員)

のところ(電子会議室の議題 「外国人や子どもで自治の担い手として役割の違いがあるかどうかを尋ねたもの」)で聞けばいい。

(事務局)

では に追加して聞きます。

その他

今回は6月3日(金)同じ時間、同じ場所で。6月23日は中止し、7月に追加してもう一日設定する。その日程については後日事務局から連絡する。